

令和4年度児童手当制度改革のご案内

令和4年10月支給分の児童手当の制度が一部変更になります。

大切な2つのお知らせです。必ずご確認ください！！

1 特例給付の支給に係る所得上限限度額が設けられます。

⇒所得上限限度額を上回る場合、手当は支給されず、資格消滅となります。

2 現況届の提出が原則「不要」になります。

⇒毎年6月に提出していた現況届が原則「不要」になります。
※提出が必要な一部の受給者については、裏面（2）アをご確認ください。

○上記変更事項の詳細について

（1）所得制限限度額・所得上限限度額について

令和4年10月支給分から、児童を養育している方の所得が下記表の②以上の場合、児童手当等は支給されず、資格消滅となります。

※児童手当等が支給されなくなったあとに所得が②を下回った場合、改めて認定請求書の提出が必要となりますので、ご注意ください。

※児童を養育している方の所得が、下記表の①（所得制限限度額）未満の場合、令和3年度までと同様に児童手当を、所得が①以上②（所得上限限度額）未満の場合、法律の附則に基づく特例給付（児童1人当たり月額一律5,000円）を支給します。

	①所得制限限度額		②所得上限限度額	
	所得額 (万円)	収入額の 目安 (万円)	所得額 (万円)	収入額の 目安 (万円)
扶養親族等の数				
0人	622	833.3	858	1071
1人	660	875.6	896	1124
2人	698	917.8	934	1162
3人	736	960	972	1200
4人	774	1002	1010	1238
5人	812	1040	1048	1276

※扶養親族等の数は、所得税法上の同一生計配偶者及び扶養親族（里親などに委託されている児童や施設に入所している児童を除きます。以下、「扶養親族等」といいます。）並びに扶養親族等でない児童で前年の12月31日において生計を維持したものの数をいいます。扶養親族等の数に応じて、限度額（所得額ベース）は、1人につき38万円（扶養親族等が同一生計配偶者（70歳以上の者に限ります。）又は老人扶養親族であるときは44万円）を加算した額となります。

※「収入額の目安」は、給与収入のみで計算しています。

裏面に続きます。
必ずご確認ください！

(2) 現況届の省略について

ア 里庄町では、令和4年度から受給者の現況を公簿等で確認することで、現況届の提出を原則「不要」とします。

※ただし以下の方は、引き続き現況届の提出が必要です。

- ①配偶者からの暴力等により住民票の住所地が里庄町と異なる方
- ②里庄町に戸籍や住民票がない児童を養育する方
- ③離婚協議中で配偶者と別居されている方
- ④未成年後見人、施設等の受給者の方
- ⑤その他、里庄町から提出の案内があった方

イ 以下の変更事項があった方は市町村に届け出てください。

- ①児童を養育しなくなったことなどにより、支給対象となる児童がいなくなったとき
- ②受給者や配偶者、児童の住所が変わったとき（他の市区町村や海外への転出を含む）
- ③受給者や配偶者、児童の氏名が変わったとき
- ④一緒に児童を養育する配偶者を有するに至ったとき、または児童を養育していた配偶者がいなくなったとき
- ⑤受給者の加入する年金が変わったとき（受給者が公務員になったときを含む）
- ⑥離婚協議中の受給者が離婚をしたとき
- ⑦国内で児童を養育している者として、海外に住んでいる父母から「父母指定者」の指定を受けるとき

公務員の方へ！！

公務員の場合は、勤務先から児童手当が支給されます。

以下の場合は、その翌日から 15 日以内に現住所の市区町村と勤務先に届出・申請をしてください。

○公務員になった場合

○退職等により、公務員でなくなった場合

○公務員ではあるが、勤務先の官署に変更がある場合

※申請が遅れると、原則、遅れた月分の手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。

問合せ先

里庄町 健康福祉課

TEL:0865-64-7211